

平成十九年十一月二日受領
答弁第一五〇号

内閣衆質一六八第一五〇号

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出金大中事件での我が国への主権侵害に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

平成十九年十月二十四日に韓国国家情報院に設置された「過去事件の真実糾明を通じた発展委員会」が発表した報告書は、昭和四十八年に発生したいわゆる金大中事件が当時の韓国中央情報部（KCIA）部長の指示に基づき行われたことを明らかにする内容を含むものであり、同日、木村外務副大臣から柳明桓駐日韓国大使に対して、当時の韓国当局が我が国国内において公権力を行使したことについて遺憾の意を伝達した。

二及び三について

御指摘の福田内閣総理大臣が述べた「遺憾」及び一について述べた「遺憾」は、共に、抗議をする趣旨から、我が国として当時の韓国当局が我が国国内において公権力を行使したことは極めて残念であり、これを看過することはできないとの考えを示したものであり、政府として問題があるとは考えていない。

四及び五について

我が国は、韓国政府に対し抗議をする趣旨から遺憾の意を伝達したところ、韓国政府より、我が国の主権を侵害したことに對する陳謝の意が表明され、再発防止が確約されたことによつて韓国政府による我が国の主権侵害という国際法上の問題は処理されたものである。